令和８年 11 月 13 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都杉並区和泉一丁目２２番１９号
サイバーステップホールディングス株式会社
代表取締役　湯浅　慎司

当社は、当社の 100%子会社である株式会社リバイバルとの間で令和８年 10 月 30 日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割会社、株式会社リバイバルを吸収分割承継会社とする会社分割により、当社の帽子販売事業「HOMEGAME」に関する権利義務を株式会社リバイバルに承継させることといたしました（以下「本分割」といいます。）。つきましては、会社法（以下「法」といいます。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料 1 のとおりです。

2. 法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本分割に際して、株式会社リバイバルは、当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。株式会社リバイバルは、当社の 100%子会社であるため、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社についての事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添資料 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時計算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負

担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

令和 8 年 6 月 29 日、株式会社 HALL OF FAME との間で、同社が営む帽子販売事業「HOMEGAME」を譲り受ける旨の事業譲渡契約を締結し、同月 30 日付で当該事業を譲り受けました。なお、譲受価額は 6 億 7000 万円です。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以降における当社の債務及び吸収分割承継会社に本分割により承継させる債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。したがって、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込みについて

承継会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本分割により、承継会社が承継する資産の額は、承継する負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本分割後に承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。したがって、承継会社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

資料１

吸収分割契約書

サイバーステップホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社リバイバル（以下「乙」という。）とは、甲が帽子販売事業「HOMEGAME」（店舗販売、EC サイト販売及び卸売販売から構成される事業をいい、以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（分割の目的及び分割の形式）

第１条　甲は、本件事業に関する権利義務のうち、第 4 条に定めるものを、分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

２　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲　吸収分割会社

商号　サイバーステップホールディングス株式会社

住所　東京都杉並区和泉一丁目２２番１９号

乙　吸収分割承継会社

商号　株式会社リバイバル

住所　東京都杉並区和泉一丁目２２番１９号

（分割に際して交付する金銭等）

第２条　乙は、本件分割に際して、甲に対し、株式、金銭その他の財産を交付しない。

（乙の資本金及び準備金等）

第３条　本件分割により乙の資本金及び準備金の額は変動しないものとする。但し、本件分割の効力発生日における本件事業に係る資産及び負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（分割により承継する権利義務）

第４条　本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、通知、登録その他の手続を要するものについては、当該手続の完了を条件として、当該権利義務を本件分割に際して移転承継する。

２　甲及び乙は、乙が承継する権利義務のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾その他一切の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議のうえ、必要に応じて、相互に協力してその手続を行う。

３　甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受けの方法によるものとする。

（効力発生日）

第５条　本件分割の効力発生日は、令和８年１２月３１日とする。ただし、本件分割の手続の進行上その他必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（株主総会の承認）

第６条　甲は、会社法第７８４条第２項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

２　乙は、会社法第７９６条第１項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

（善管注意義務）

第７条　甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行

為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

（分割条件の変更及び分割契約の解除）

第８条　本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、分割条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

２　本契約の軽微な変更その他細目的な事項の変更については、甲乙それぞれの代表取締役に一任し、甲及び乙は、協議のうえ、変更契約を締結することができる。

（本契約の効力）

第９条　本契約は、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第 10 条　本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定める。

（競業避止義務に関する特約）

第 11 条　甲は、本件分割にかかわらず、本件事業及びこれに関連する事業について、競業避止義務を負わないものとする。

本契約締結の証として、本書を 2 通作成し、記名押印又は署名の上、各 1 通を保管する。または、本書を電磁的に保管する場合には、本書の電磁的記録を作成し、各当事者合意の上電子署名を施し、各自がその電磁的記録を保管する。本書２通を作成し、甲及び乙が電子署名のうえ、各１通を保有する。

令和８年 10 月 30 日

甲　東京都杉並区和泉一丁目２２番１９号
サイバーステップホールディングス株式会社
代表取締役　湯浅　慎司

乙　東京都杉並区和泉一丁目２２番１９号
株式会社リバイバル
代表取締役　金子　淳二郎

別紙

承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する権利義務は、2026年6月29日付けで甲と株式会社HALL OF FAMEとの間で締結された事業譲渡契約（以下「本件事業譲渡契約」という。）に基づき甲が株式会社HALL OF FAMEから譲り受けた資産及び承継した契約上の地位その他の権利義務を基礎として、その後の増減その他の変動を反映した上で、効力発生日直前において甲に属する次の権利義務とする。

ただし、権利義務の移転につき関係官庁その他の第三者の許認可、承諾、通知、登録その他の手続を要するものについては、当該手続の完了を条件として承継するものとし、承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

1. 承継資産
 (1) 有形固定資産等
 - 本件事業に関する店舗の内装設備、什器、工具器具備品等の本件事業の運営に供されている一切の有形固定資産及び動産
 - 店舗内又は本件事業のために用いられている倉庫内に所在する、甲が所有する本件事業に係る商品、仕掛品、原材料、貯蔵品、消耗品及び包装資材等の一切の有形固定資産及び動産（ただし、本件事業以外の事業に供されているものを除く。）

 (2) 知的財産権
 - 本件事業に関する商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他知的財産権
 - その他、名称及び登録の有無を問わず、本件事業に供されているものであって、甲が保有する一切の知的財産権

 (3) 流動資産
 - 本件事業に関して甲が有する効力発生日直前時点の売掛債権のうち、甲乙間で別途合意するもの
 - その他の本件事業に関する流動資産

2. 承継債務
 - 本件事業に関して甲が有する効力発生日直前時点の買掛債務及び営業未払債務のうち、甲乙間で別途合意するもの
 - その他の本件事業に関する流動負債

3. 承継する契約上の地位（本件事業譲渡契約により、甲が株式会社HALL OF FAMEから契約上の地位を承継したもの）
 (1) 本件事業に関する店舗に係る建物賃貸借契約
 (2) 本件事業に関する取引先との契約
 (3) 本件事業に関するライセンス契約（商品化許諾契約等）
 (4) その他、本件事業の店舗、ECサイト、スマートフォンアプリ等の運営に必要なシステム、ソフトウェア等に関する一切の契約等

4. 承継する労働契約
 - なし。

以上

資料２

貸借対照表

（2026 年 5 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	10,000	未払金	663
未収消費税	41	未払法人税等	5
流動資産合計	10,041	流動負債合計	669
【繰延資産】		負債合計	669
創立費	611	純資産の部	
繰延資産合計	611	【株主資本】	
		資本金	10,000
		【利益剰余金】	
		（その他利益剰余金）	（△16）
		繰越利益剰余金	△16
		利益剰余金合計	△16
		株主資本合計	9,983
		純資産合計	9,983
資産合計	10,653	負債純資産合計	10,653

損益計算書

（自 2026 年 4 月 10 日　至 2026 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

科　目	金　額
売上高	0
売上総利益	0
営業利益	0
営業外費用	
創立費償却	10
営業外費用合計	10
経常損失	△10
税引前当期純損失	△10
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等	5
当期純損失	△16

株主資本等変動計算書

（自 2026 年 4 月 10 日　至 2026 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	0	0	0	0	0
当期変動額					
新株の発行	10,000			10,000	10,000
当期純損失		△16	△16	△16	△16
当期変動額合計	10,000	△16	△16	9,983	9,983
当期末残高	10,000	△16	△16	9,983	9,983

個別注記表

（自 2026 年 4 月 10 日　至 2026 年 5 月 31 日）

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 繰延資産の処理方法

創立費 会社の成立のときから 5 年間にわたり、定額法により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 1,000 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

３.その他

金額の表示は、千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

（自 2026 年 4 月 10 日　至 2026 年 5 月 31 日）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、帽子、衣料品等の店舗販売および EC 販売を展開することを目的に、2026 年 4 月 10 日に設立されました。第 1 期は設立日から 2026 年 5 月 31 日までの約 2 か月間となりました。

当期におきましては、早期の収益化を目指し、実店舗の開店準備および EC サイトの出店準備を推進いたしました。

(2) 資金調達の状況

親会社であるサイバーステップホールディングス株式会社により、当社の設立時の出資（普通株式 1,000 株、10,000 千円）が行われています。

(3) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

当社は 2026 年 4 月 10 日に設立されたため、終了した事業年度は 2026 年度 5 月期のみです。

区分	第 1 期（2026 年 5 月期）
売上高（千円）	0
営業利益（千円）	0
経常利益（千円）	△10
当期純利益（千円）	△16
純資産額（千円）	9,983
総資産額（千円）	10,653

(5) 対処すべき課題

今後は実店舗の新規出店を複数計画しており、早期に収益を確保できる売上水準の確立を目指すとともに、出店に伴う資金需要に備え、資金繰り管理と財務基盤の安定化に努めてまいります。また、実店舗・EC モールの在庫データを一元管理するシステム体制を整え、社員教育の強化と製品・サービスの付加価値向上を図り、安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

2.　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名・役職

役職	氏名
代表取締役	金子　淳二郎
取締役	児玉　和宏
取締役	渡邉　兼久
取締役	遠藤　純平
取締役	菊地　徹
監査役	大重　喜仁

監査報告書

監査役大重喜仁は、2026年4月10日から2026年5月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査の結果

事業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査の結果

計算書類は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年8月28日

株式会社リバイバル
監査役　大重　喜仁